

平成31年1月29日開催

石狩市教育委員会会議（1月定例会）資料

<報告事項>

- ・平成31年度全国学力・学習状況調査の実施について・・・・P2～P18・別紙

石 狩 市 教 育 委 員 会

<報告事項①>

平成 31 年度全国学力・学習状況調査の実施について



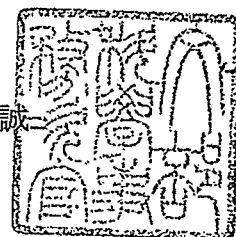
30文科教第209号

平成30年12月14日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人学長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

殿

文部科学事務次官
藤原



(印影印刷)

平成31年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

文部科学省において、平成31年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「本実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

本実施要領においては、平成30年度の調査に関する実施要領から、以下の点について新たに規定するなどの変更をしています。

- ・中学校の教科に関する調査に、新たに英語を追加することに伴う事項
- ・教科に関する調査について、知識・活用を一体的に問う調査問題とすること

調査結果を十分に活用し、調査の目的を達成するため、

- ・各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて計画的に取り組むこと
- ・各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること

が重要です。

これらを踏まえ、各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

ついでには、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人理事長におかれては調査に関係する附属学校に対して、速やかに御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

<本件担当>

総合教育政策局調査企画課学力調査室

電話：03-5253-4111（内線 3726）

平成31年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

平成30年12月14日
文 部 科 学 省

1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2. 調査の名称

平成31年度全国学力・学習状況調査（改元に伴う名称変更あり）

3. 調査の対象

- (1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第6学年，義務教育学校前期課程第6学年，特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年，義務教育学校後期課程第3学年，中等教育学校前期課程第3学年，特別支援学校中学部第3学年

- (2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち，調査の対象となる教科について，以下に該当する児童生徒は，調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

- (3) 右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は，中学校の教科に関する調査英語のうち，「聞くこと」及び「話すこと」に関する問題の対象としないこととすることができる。

4. 調査事項

- (1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は，国語及び算数とし，中学校調査は，国語，数学及び英語とする。

(イ) 出題範囲は，調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし，出題内容は，それぞれの学年・教科に関し，以下のとおりとする。

①身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等

②知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等に関わる内容

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、国語及び算数・数学においては、記述式の問題を一定割合で導入する。英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」に関する問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式によるものとする。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

(2) 学校質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

5. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査

調査の実施日は、平成31年4月18日木曜日とする（調査の時間割モデルは別紙1）。

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語及び算数それぞれ45分とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査のうち、国語及び数学の調査時間は、それぞれ50分とする。また、英語の調査時間は、「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」に関する問題は45分とし、「話すこと」に関する問題は、1学級当たり5分（準備や移動に要する時間を含み15分）程度とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

平成31年4月に実施する。

(3) 調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

6. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）。

(1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等（以下「参加主体」という。）の協力を

得て実施する。

- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

7. 中学校の英語のうち、「話すこと」に関する問題の実施にかかる特例的な措置

英語「話すこと」に関する問題は、初めて各学校のコンピュータ教室等の PC 端末等を活用し、音声録音方式で実施するものであり、各学校の ICT 環境が様々であることから、平成 31 年度に限り、特例的な措置として、以下のとおり、取り扱うこととする。

- (1) 「話すこと」に関する問題については、設置管理者が各学校の ICT 環境の整備状況を把握し、各学校の状況を十分踏まえた上で、検討し、設置管理者の判断により学校単位で「話すこと」に関する問題を実施しないこととすることができる。
- (2) 「話すこと」に関する問題の実施状況については、調査実施後に文部科学省において確認の上、実施校の全国総数のみを公表する。
- (3) 中学校英語調査の結果については、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の合計を集計する。また、「話すこと」に関する問題の結果については、全国の平均正答数及び平均正答率を別に集計して「参考値」として公表することとし、都道府県別、指定都市別の公表は行わない。
- (4) 上記(1)により「話すこと」に関する問題を実施しなかった学校においても、「話すこと」に関する問題及び調査結果を活用した授業改善が行えるよう、調査実施後すみやかに、調査問題、正答例、問題趣旨及び解答類型を公表する。

8. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 17 号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体

性と責任を持って当てることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語、算数・数学及び英語（「聞くこと」「読むこと」「書くこと」に関する問題の合計とする。）のそれぞれの教科（以下「各教科」という。）にかかる問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等（「話すこと」に関する問題の結果については、7.（3）に記載のとおり。）

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

①都道府県教育委員会

②都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）

③指定都市教育委員会

④教育委員会

⑤学校

⑥児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

(ウ) 学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(2) 調査結果の文部科学省による公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省による調査結果の公表体系は別紙5）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（1）ア及びイで示した結果

（ア）国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

（イ）都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（ウ）都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（エ）指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（オ）地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

イ 教科に関する調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。なお、英語「話すこと」に関する問題の結果提供については、下記ア（ウ）及びイのみとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

（ア）都道府県教育委員会

- ①当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ②当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ③当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ④域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

（イ）市町村教育委員会

- ①当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ②当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

（ウ）学校

- ①当該学校全体の状況
- ②各学級の状況
- ③各児童生徒の状況
- ④各児童生徒に関する個人票

（エ）その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

（ア）各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

（イ）各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。

（ウ）各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

（エ）文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育

施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、以下のような調査結果を活用した取組を進めることができる。

(ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ

(児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の正答数、解答類型等の解答状況及び学校質問紙の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校IDごとに、各教科の平均正答数等の解答状況及び学校質問紙の回答状況を一覧にしたもの) について、大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

(イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。

① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること

② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

(ウ) 各教育委員会においては、平成32年度以降、小学校調査と中学校調査の結果の関係についての継続的な把握・分析結果を踏まえた、教育施策の改善・充実に取り組むことができる。

(エ) 文部科学省においては、(イ)のいずれかの方法により学校間での情報共有を図った学校について、平成32年度の中学校調査の実施の際に生徒が平成29年度に受けた小学校調査の個人票コードを回収することにより、同一児童生徒に関する小学校調査と中学校調査の結果の関係についての分析を行い、関係教育委員会及び学校に対し、分析結果を提供することとする。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当

該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、（エ）に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

（イ）市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

（ウ）学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

（エ）調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ （ア）①又は（イ）②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は（ア）②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活

動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容及び別に定めるガイドラインに基づき公表された内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記（ア）を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に8.（5）ア（エ）を十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

9. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、文部科学省が民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

10. 留意事項

(1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこと。

イ 調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。

(ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

(イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者等を指名し、適切に実施体制を整備すること。

(ウ) 教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。

- (エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
- (カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
- (キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しない。
- ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情が生じた場合は、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、または実施しないこととすることができる。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌19日（金）以降5月7日（火）までに調査を実施した場合は、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

- ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語及び算数：それぞれ1単位時間相当

(イ) 中学校調査

① 国語及び数学：それぞれ1単位時間相当

② 外国語：1.3単位時間相当

- イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定、イヤホンの使用などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学、英語の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、速やかに、調査問題、正答例、問題趣旨、解答類型を公表する。

(8) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、平成31年2月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

調査の実施に関する時間割モデル

1. 調査実施日

平成31年4月18日(木)

(後日実施は、4月19日(金)～5月7日(火)まで可能。)

2. 時間割モデル

※国語、算数・数学の調査時間の変更：小学校40分→45分，中学校45分→50分に変更。

◆小学校

1時限目	2時限目	
国語 (45分)	算数 (45分)	児童質問紙 (20～40分程度)

※児童質問紙調査は、2時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

◆中学校(例：6学級の場合)

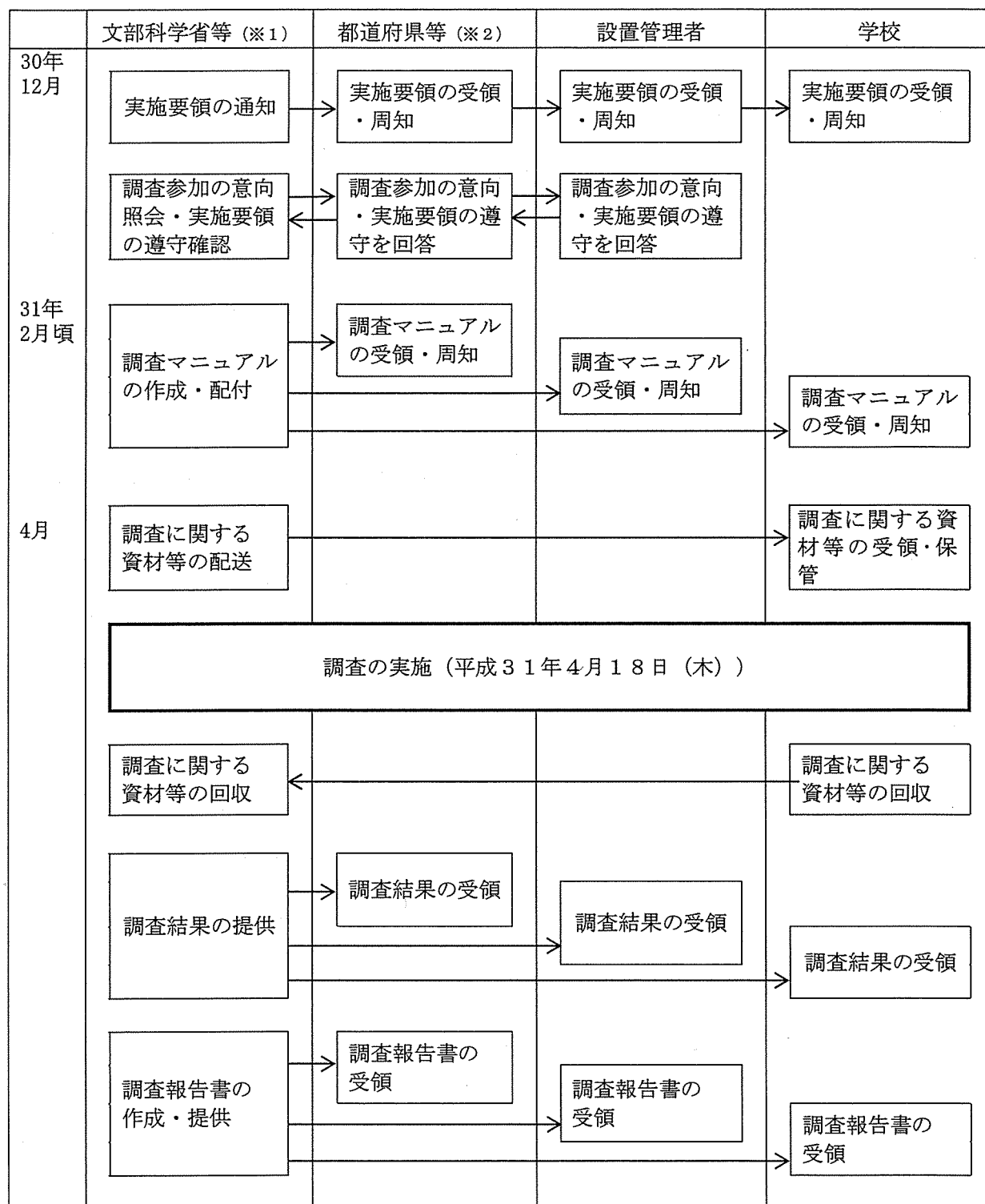
1時限目	2時限目	3時限目	4時限目	5時限目	6時限目
国語 (50分)	数学 (50分)	英語 「聞くこと」 「読むこと」 「書くこと」 (45分)	生徒質問紙 (20～45分 程度)等	英語 「話すこと」 (1組, 2組, 3組)	英語 「話すこと」 (4組, 5組, 6組)

<補足>

※「話すこと」調査の所要時間は、1学級当たり5分(準備や移動に要する時間を含み15分)程度。

※原則として、同一学級の生徒を一斉に、かつ、調査対象学年の生徒全員が3単位時間以内で調査を行う。(学校規模等により「話すこと」調査の所要時間が5, 6時限目で収まらない場合は、4時限目も「話すこと」調査の実施に充てることができる。)

調査の実施に関するスケジュール (予定)

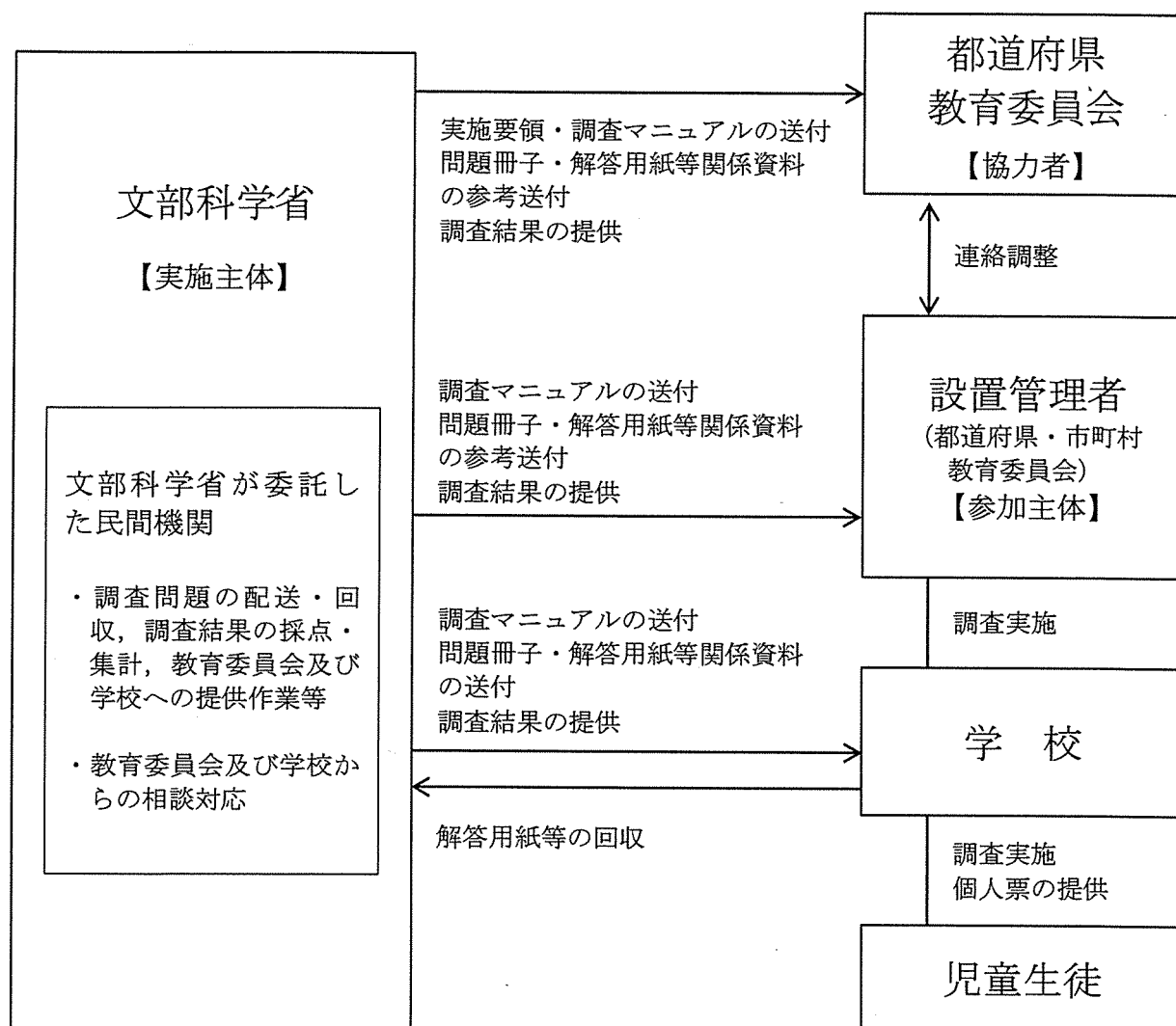


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

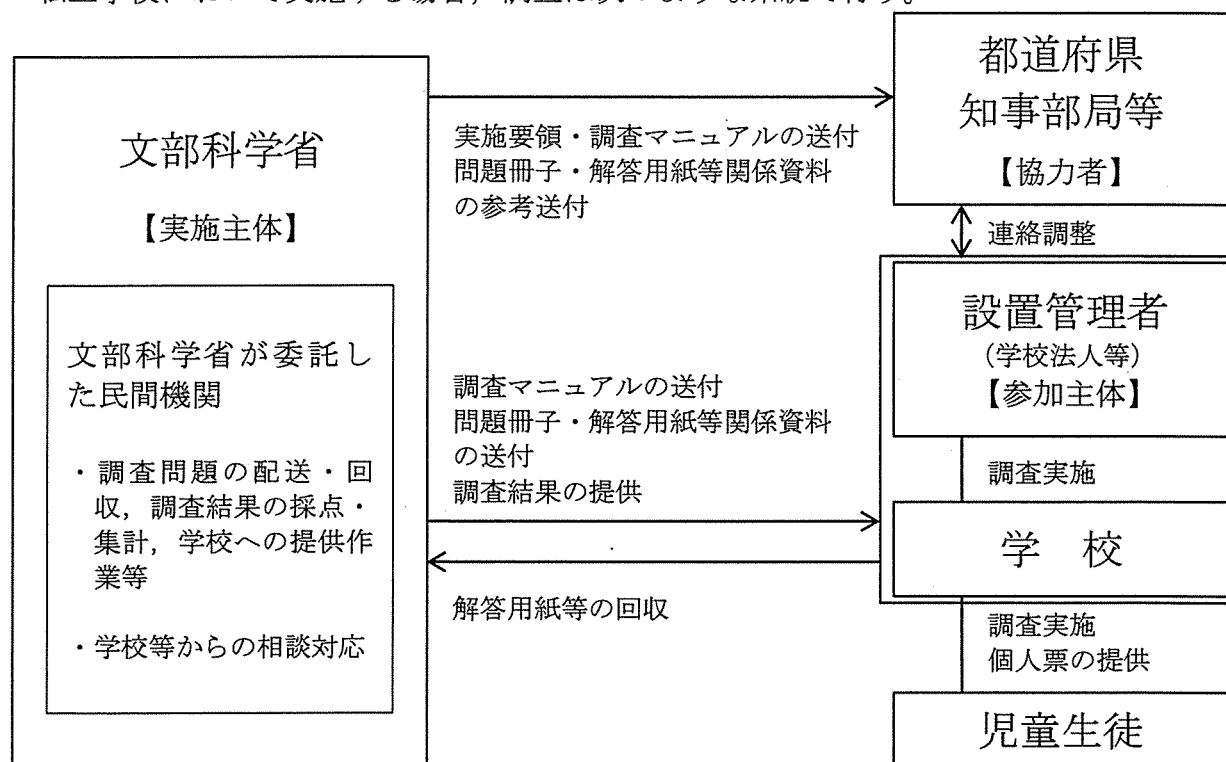
調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



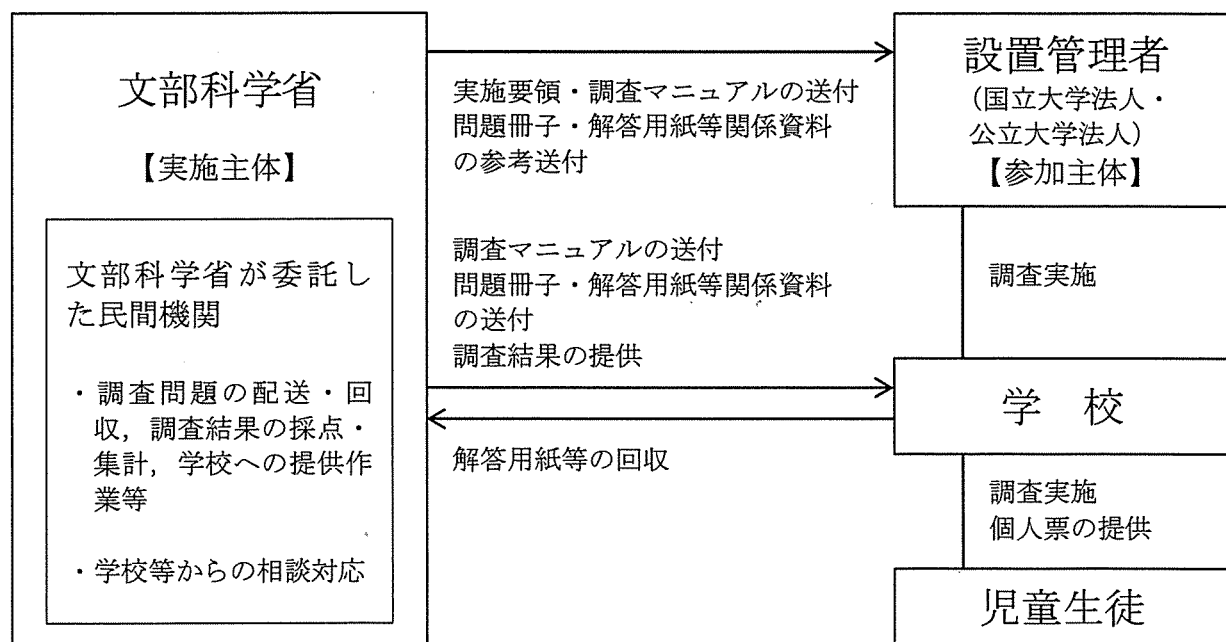
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国立学校，公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



文部科学省における調査結果の公表の体系

実施要領の記載			公表の区分				
			8.(2)ア(ア) 国全体 (国・公・私立学 校全体の状況 又は国・公・私 立学校別の状 況)	8.(2)ア(イ) 都道府県ご と (都道府県教育 委員会及び市 町村教育委員 会が設置管理 する学校全体 の状況)	8.(2)ア(ウ) 都道府県 (指定都市 を除く。)ご と (都道府県教育 委員会及び市 町村教育委員 会が設置管理 する学校全体 の状況)	8.(2)ア(エ) 指定都市ご と (指定都市教育 委員会が設置 管理する学校 全体の状況)	8.(2)ア(オ) 地域の規模 等に応じた まとまりごと (市町村教育委 員会が設置管 理する学校全 体の状況)※1
調査 結果 の内 容	8.(1)ア(ア) ・各教科の平均正答数, 平均正 答率, 中央値, 標準偏差等		○	○	○	○	○
	8.(1)ア(イ) ・右の欄のそ れぞれを単 位とした平均 正答数等の 分布等が分 かるグラフ	①都道府県教育 委員会	○	-	-	-	-
		②都道府県教育 委員会(指定都 市を除く。)	○	-	-	-	-
		③指定都市教育 委員会	○	-	-	-	-
		④教育委員会	○	-	-	-	-
		⑤学校	○	-	-	-	-
		⑥児童生徒	○	○	○	○	○
	8.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等 ・各教科の設問ごとの解答類型 別児童生徒数の割合		○	○	○	○	-
	8.(1)イ(ア) ・児童生徒質問紙調査及び学校 質問紙調査の回答状況		○	○	○	○	○
	8.(1)イ(イ)及び(ウ) ・児童生徒質問紙調査の回答状 況と教科に関する調査の正答率 等との相関関係の分析 ・学校質問紙調査の回答状況と 教科に関する調査の平均正答 率等との相関関係の分析		○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区), 「中核市」, 「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと, 都道府県(指定都市を除く。)ごと, 指定都市ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については, 必要に応じて文部科学省において公表することがある。

※3 中学校の英語のうち, 「話すこと」に関する問題の結果については, 「参考値」として, 全国の平均正答数及び平均正答率のみを公表する。

1 は「パン職人」になることを決めた。

2 は「パン職人」になることを決めた。

3 は「パン職人」になることを決めた。

4 は「パン職人」になることを決めた。

【国語辞典の一部】

1 は「パン職人」になることを決めた。

2 は「パン職人」になることを決めた。

3 は「パン職人」になることを決めた。

4 は「パン職人」になることを決めた。

1 は「パン職人」になることを決めた。

2 は「パン職人」になることを決めた。

3 は「パン職人」になることを決めた。

4 は「パン職人」になることを決めた。

【国語辞典の一部】

1 は「パン職人」になることを決めた。

2 は「パン職人」になることを決めた。

3 は「パン職人」になることを決めた。

4 は「パン職人」になることを決めた。

●正答

一	4
二	2

●正答例

四 (1)	お客様の食べたいパンを考え、新しいパンを思いどおりに作るのはとても大変ですが、焼き立てのパンをお店に並べたときに、お客様からかん声が上がると、パン職人としての喜びが感じられるということです。(95 字)
四 (2)	手順

1 拓真さんと里奈さんは、学級の生徒がどのような長方形を美しいと思うかを調べることにしました。そこで、右のような、長さ 5 cm の線分がかけられたアンケート用紙を学級の生徒 33 人に配り、それを 1 辺とする長方形をかいてもらいました。

アンケートのお願い

下の線分を 1 辺として、美しいと思う長方形を 1 個かいてください。

二人は、集計した結果を下のようにまとめました。

調べたこと

長方形の分布 (横の辺の長さ)

個	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 (cm)
		5	7	4	2	2	6	8	1		

平均値 5.5 cm
中央値 6.0 cm
最頻値 8.0 cm
最大値 9.0 cm
最小値 2.4 cm

図 1 長方形の分布 (割合)

個	1.1	1.3	1.5	1.7	1.9	2.1	2.3 (倍)
	5	8	12	4	3		

このヒストグラムから、例えば、横の辺の長さが 2 cm 以上 3 cm 未満である長方形が 5 個かかれていたことがわかります。次の拓真さんのかいた長方形は、7 cm 以上 8 cm 未満の階級に含まれており、里奈さんのかいた長方形は 3 cm 以上 4 cm 未満の階級に含まれています。

拓真さんのかいた長方形

里奈さんのかいた長方形

次の (1) から (3) までの各問に答えなさい。

(1) 拓真さんのかいた長方形の横の辺の長さは 7.6 cm でした。学級の中で、拓真さんのかいた長方形より横の辺の長さが長いものをかいた人が多いのか、横の辺の長さが短いものをかいた人が多いのかは、7.6 cm をある値と比べることでわかります。その値が、下のアからオまでの中にあります。それを 1 つ選びなさい。

ア 平均値

イ 中央値

ウ 最頻値

エ 最大値

オ 最小値

●正答

(1)	イ
-----	---

●正答例

(2)	学級の生徒が美しいと思う長方形は、その短い辺の長さに対する長い辺の長さの割合がだいたいひとままりになるものである。
(3)	相対度数を用いて階級を比べればよい。